

10 地域包括支援センターの運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）の一部改正に伴い、地域包括支援センターの運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例を制定していく必要があります。

	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
国が示す基準の考え方	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 介護保険法
- ・ 介護保険法施行規則

(2) 基準の概要

- ・ 地域包括支援センターの運営に関する基準

(3) 基準の対象

名称	概要
地域包括支援センター	介護保険法に定める包括的支援事業を実施し、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う。

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
職員に係る基準及び当該職員の員数	保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員等の資格職をそれぞれ1人配置

イ 標準とする基準

該当なし

ウ 参酌すべき基準

見出し	概要
運営の基本方針等	包括的支援事業を実施することにより、高齢者の心身の状況や環境等に応じて、介護給付等対象サービスなど、必要な援助等を利用できるように導き、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと
	運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保すること

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

これまで、国の基準のもと、施策・事業を展開し、適切なサービス水準を確保してきたことを踏まえ、国の基準を基本としつつ、本市の実情や地域特性を考慮し、より適切なサービスが提供できる場合等には、本市独自の基準を設けることとする。

(2) 国の基準に対する本市の判断基準

ア 国の基準を採用するもの

- ・ 国の基準で適切な事務事業を執行できる場合
- ・ 国の基準で十分な安全性が確保できる場合
- ・ 国の基準を採用し、全国一律の水準を確保することが望ましい場合

イ 本市独自の基準を設けるもの

- ・ 国の基準を変更（独自基準を採用）した方がより本市の実情に合致する場合
- ・ 国の基準が最低基準であり，既に国の基準の上乗せとなっている市の基準を引き続き適用することが適切な場合
- ・ 政策の推進に向け，条例等で規定することが適切な場合

(3) 基準設定の方向性

「地域包括支援センターの運営に関する基準」については，下記のとおり，本市独自の基準を設定します。

国の法令による基準	市条例で定める基準
<p>【従うべき基準】</p> <p>○ 介護保険法施行規則</p> <p>第140条の66 介護保険法第115条の46第5項の厚生労働省令で定める基準は，次の各号に掲げる基準に応じ，それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>1 法第115条の46第4項の規定により，地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準次のイ及びロに掲げる基準</p> <p>イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は，原則として次のとおりとすること。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p style="text-align: right;">(以下省略)</p>	<p>○ 介護保険法第115条の45第1項第2号から第5号までに規定する包括的支援事業に従事する職員の員数</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人</p> <p>○ 介護予防事業に従事する職員の員数 1人</p>

【基準設定の理由】

- ・ 本市の地域包括支援センターでは、これまで、「包括的支援事業」と「介護予防事業（げんき応援高齢者支援事業）」とを一体的に行うことで、地域における効果的な支援を実現してきた。
- ・ 今回の基準設定においても、引き続き、地域包括支援センターで二つの事業を一体的に実施することを基本に、「包括的支援事業」を実施するための、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人の計3人のほか、「介護予防事業」を実施するための専門職1人の、「計4人体制でセンターを運営すること」を基準として設定する。

(4) 施行日

平成27年4月1日（予定）